

一般競争入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成29年1月13日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正 広

◎ 調達機関番号 017 ◎ 所在地番号 47

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

洗濯業務委託 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 業務委託期間

平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

(4) 納入場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園

(5) 入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において開札時まで「役務の提供等（その他）」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(4) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3. 契約条項等を示す場所

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問い合わせ先、

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 事務部会計課 会計班長 岩橋 竜一

電話0980-52-8331（内線8020）

(2) 入札説明書当の交付方法

本公告の公示の日から3の（1）の場所にて交付、または、国立療養所沖縄愛楽園のホームページより取得する事。

(3) 競争入札参加への必要書類の提出

電子入札の場合

- ・平成29年2月8日（水）15時まで
- ・資格審査結果通知書を添付
- ・誓約書・応札仕様書・質疑書（質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事

・入札にて委任される場合は委任状の提出

紙入札の場合

- ・平成29年2月8日（水）17時まで
（郵送される場合は17時迄に必着）
- ・資格審査結果通知書を添付
- ・誓約書・応札仕様書・質疑書（質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事

・別紙8（電子入札案件の紙入札での参加について）

・入札にて委任される場合は委任状の提出

(4) 入札書の受領期限

電子入札の場合

平成29年2月9日（木）10時30分

紙入札希望の場合

平成29年2月9日（木）10時30分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

開札日時 平成29年2月9日（木）11時00分

場 所 国立療養所沖縄愛楽園 会議室

(6) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

4. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム対象調達案件である。なお、電子入札によりがたい者は、別に指定する様式により発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免 除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、3（6）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 契約書の作成要否 要

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) その他 その他詳細は入札説明書による。

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園における洗濯業務委託に係る入札公告（平成29年1月13日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

調達機関番号 017

所在地番号 47

2. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 洗濯業務委託 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 業務委託期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- (4) 納入場所 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園

(5) 入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定に該当しない者であること。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務提供等（その他）」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競

争参加資格を有する者であること。

(4) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4. 競争入札参加への必要書類の提出

電子入札の場合

- ・平成29年2月8日 15時まで
- ・資格審査結果通知書を添付。
- ・誓約書・応札仕様書・質疑書(質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意)を送付する事。
- ・入札にて委任される場合は委任状の提出

紙入札の場合

- ・平成29年2月8日 17時まで
- ・資格審査結果通知書を添付。
- ・誓約書・応札仕様書・質疑書(質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意)を送付する事。
- ・別紙8(電子入札案件の紙入札での参加について)
- ・入札にて委任される場合は委任状の提出
(遠隔地にある業者は質疑についてファクシミリでもかまわないが入札書提出時には原本を用意すること)

5. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園

事務部会計課 内線8020番

(2) 入札書の受領期限

電子入札の場合

平成29年2月9日（木）10時30分まで

紙入札希望の場合

平成29年2月9日（木）10時30分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

（3）入札書の提出方法

①入札書は別添の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成29年2月9日開札〔洗濯業務委託 一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成29年2月9日開札〔洗濯業務委託 一式〕入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出の場合と同様に氏名等を朱書し、上記5（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（4）入札書の無効

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

②国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

③5（3）④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（5）入札の延期等

入札書が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（6）代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名等を記入して押印（外国人の場合は署名を含む）をしておくとともに、開札までに代理委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 開札の日時及び場所

洗濯業務委託 一式

開札日時 平成29年2月9日(木) 11時00分

場所 国立療養所沖繩愛楽園 会議室

(8) 開札

①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じて競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

⑤開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書4の参加資格を有することを証明する書類等を受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

①競争参加資格の確認のための書類は、等級決定通知書の写しとする。

②資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

③契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

④一旦受領した書類は返却しない。

⑤一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式

①本入札説明書5(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

②落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

①競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名捺印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名捺印するものとする。

③上記②の場合において、契約担当官等が記名捺印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名捺印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の規定による。

(7) 障害発生時及び電子調達システムの操作等の問い合わせは下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889
017-731-3177 (IP電話等を利用の場合)
(8:30~18:30 土日祝祭日を除く)

- ・ホームページ <http://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなどの緊急を要する場合には、5(1)の入札書の提出場所に連絡すること。

洗濯業務委託仕様書

国立療養所沖縄愛楽園入所者及び職員(作業着等)洗濯業務を円滑に遂行するため、作業にあたっては、下記仕様(業務内容)に基づき、実施するものとする。

1. 業務期間及び就業時間

1) 業務期間

期 間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(月曜日～金曜日、祝祭日・年末年始は除く)

ただし、3日以上長期連休については、双方協議により対応する

(当該年度は計12日程度を予定)

2) 就業時間

就業時間：8：30～17：15

3) 職員配置 3名(1名クリーニング師の免許要、2名洗濯助手でも可)

2. 業務内容

(1)入所者からの依頼

- ・入所者が出す洗濯・糊付・クリーニング・ドライクリーニング・シミ抜き・アイロン仕上げ等の業務

- ・受付時間 9：00～16：00

(月曜日～金曜日の毎日、(祝祭日・年末年始は除く))

ただし、3日以上長期連休については、1日または2日の業務有り

- ・受付品目

背広上下 背広(ジャケット) ズボン ジャンパー ワンピース(夏・冬)

ツーピース(夏・冬) セーター(半袖・長袖) ベスト 帽子 ネクタイ

Yシャツ 布団 ブラウス ポロシャツ 枕 枕カバー クッション

たんぜん ゆかた 毛布 ジュータン 足ふきマット カーテン(レース含)

コート ガウン 和服 スカート 下着類(靴下・手袋等含)

- ・仕上げ 依頼受託後3日を目途に完了

(2)職員からの依頼

- ・職員の作業着等の洗濯・シミ抜き等の業務

- ・受付時間 9：00～16：00

(毎週 月・水・金曜日)

- ・受付品目

作業着等(オレンジシャツ等) ハッピ

- ・仕上げ 次回受付日までに仕上げ(例：月曜受付→水曜日渡し)

(3)園からの依頼

- ・各センター及び職場等での使用された物の洗濯・糊付・クリーニング・シミ抜き・アイロン仕上げ等の業務

- ・受付時間 9：00～16：00
(毎週 月・水・金曜日)

- ・受付品目

バスタオル(タオル小含) タオルケット 枕 枕カバー クッション
シーツ類 ベッドパット 掛・敷カバー 掛布団 毛布 バスマット
病衣(帯含む) ラバーシーツ

(4)その他注意事項

- ・洗剤は、無リン洗剤を使用のこと。
- ・漂白は、白生地のみとし、過炭酸ソーダを重量比4%以内で使用し、生地を損なうことがないように十分注意すること。
- ・糊は合成糊を使用し重量比5%により仕上げをすること。
- ・洗濯は、適量の洗剤を使用して、40℃～50℃の適量の温湯中で10分以上洗いを行うこと。
- ・洗剤は洗濯物30kgに対して100gの量で洗うこと。
- ・すすぎは、清浄な水を用いて、初回は40℃～50℃の温湯中で3～5分間行い、2回目も初回と同様のすすぎを行うこと。また、その度毎に換水すること。
- ・シミ抜きは、繊維の種類、シミの種類、程度等に応じた適当な薬剤を選定し、シミ抜き作業を行うこと。
- ・洗濯及びクリーニングに使用した薬剤及び洗剤等が仕上げの終わった衣類等に残留することがないようにすること。
- ・受託者は、衣類等の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、責任者にこれらの衛生管理を行わせること。
- ・仕上げの終わった衣類等は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することが無いように衛生的に取り扱うこと。
- ・受託者は、衣類等のクリーニングに関し、欠損、シミ、汚染、紛失等クリーニング時における管理上不適当がないように注意すること。また、万一欠損等あった場合は、修復等について委託者の指示に従うこと。

3. 業務上の注意事項

1) 業務責任者の選定

- ・洗濯業務を遺漏なく遂行するために、常駐する従業員の中から責任者を1名選定し当園の承認を得ること。
- ・従業員はクリーニング師の免許を保有していること。

2) 洗濯物及び機器類の取扱い・保全

- ・業務に際しては建物設備及び物品に対して善良な管理を行わなければならない
- ・洗濯物等や機器は常に丁寧かつ清潔に取扱い、洗濯室、洗濯事務室等の清掃、整理整頓を心掛け、安全保持、衛生保持に努める。
- ・毎日の作業が終了したら電源等の確認をすること。特に火気取扱いには十分注意すること。
- ・使用中の機器に異常を認めた場合は速やかに報告すること。

3) 従業員の衛生・健康管理

- ・業務上の身体、衣服については、常に清潔を維持し衛生面の管理に留意すること。
- ・従業員の健康管理には特に留意し、少なくとも年1回の健康診断を行うこと。ただし、環境衛生上の観点から園が必要と認める場合は随時行うものとする。
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による感染症に感染している者、または、その疑いがある者を業務に従事させてはいけない。

4) 再委託

- (1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 業務のうち総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分については第三者に委託してはならない。
- (3) 業務の一部を再委託する場合は、当該再委託の契約額は原則として本契約額の2分の1未満でなければならない。
- (4) 受託者は、再委託する場合には、当園に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (5) 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、当園に対しすべての責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- (7) 受託者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を当園に提出し、その承認を受けなければならない。
- (8) 受託者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を当園に提出しなければならない。
- (9) 受託者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を当園に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (10) 前項の場合において、当園は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

5) 引き継ぎ

入札の結果等により受託者が変更される場合、園の運営に支障を来さないよう新たな受託者に適切に引き継ぎを行うこと。

6) その他

- ・本契約履行の為に使用する光熱水料及び洗剤等の消耗資材は委託者の負担とする。また、貸与する物品において今後更新等実施する場合は、委託者の負担において調達する。
- ・委託期間中、休憩室及び事務室として洗濯室の一角を無償貸与する。
- ・日常業務が終了したら、その日の作業内容を「作業日誌」により報告すること。
- ・洗濯物配布回収の際使用する車による対人及び対物事故等がないよう、安全に心掛けること。
- ・園管理上、行動には十分注意し業務上知り得た入所者に関する事等を他に漏らしてはならない。
- ・従業員には園の特殊性及び業務の特殊性を理解させた上で勤務させること。
- ・新年度から契約した業者は、トラブル防止のため3月17日から同31日までを引き継ぎ期間とし、現従業員の指導を受け業務にあたること。
ただし、その間の委託料は無料とする。
- ・業務中の不測の事態(労災)に備え、労働災害保険に加入している旨の証明書の写しを提出すること。
なお、事故発生時は別紙「委託業務担当者の事故発生時の対応手順」を参照のこと。

洗濯業務委託契約書 (案)

下記契約件名について、委託者 支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長
竹内 正広 (以下甲という。) と受託者 (以下乙という。) は、次の各条項により契約を締結する。

1. 契約件名 洗濯業務
2. 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園
3. 契約期間 契約期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
4. 契約金額 本契約にかかる請負金額は、金 円 (内消費税額及び地方消費税額は金 円) とする。ただし、月額 円 (内消費税額及び地方消費税額は金 円) とする。
5. 上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、単価に108分の8を乗じて得た額である。
6. この契約にかかる契約保証金は免除する。

(総則)

第1条 甲及び乙は本契約条件並びに仕様書に従い履行しなければならない。

(設備等の使用)

第2条 甲は、この契約履行に必要な設備、備品等(以下設備等という)を別に定める賃貸借契約に基づき、乙に使用させる。

2 乙は、設備等を甲からの契約履行のために使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。

(注意義務等)

第3条 乙はその作業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任をおうものとする。

(作業員の教育)

第4条 乙は、善良なる状態にて業務を履行するため、乙の責任において作業員の教育及び指揮命令を行うものとする。教育内容等については、甲の意見も聴取しこれを尊重するものとする。

(作業員の労働時間等)

乙は、作業員の労働時間等について、指示、管理するものとする。

(業務内容の記録及び通知)

第5条 乙は、実施した業務の内容及びその他必要事項を書面に記録し、1ヶ月分をとりまとめ甲に報告しなければならない。

第6条 乙は仕様書における業務内容・衛生管理・基本事項・現場責任者の業務・業務報告を遵守し洗濯業務に支障のないようにすること。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定める中小業者)は、

本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2. 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- ① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- ② 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- ③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙との間において解決されなければならないこと。

3. 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする

(秘密保持)

第8条 乙は業務上知り得た資料又は知識を第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 乙は、派遣従業員及びその他の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(契約代金の支払の時期及び方法)

第9条 乙は、別に定める作業報告により業務の完了の確認を受けたときは、頭書に定める1ヶ月分の代金を所定の続きにより請求するものとする。

2. 甲は前項の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「支払期日」という。)以内に契約代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

甲が前条に定める期限内に対価を支払わないときは、期限の翌日より起算して支払い日まで年2.8%の遅延利息を支払う。

2 前項により計算した遅延利息が100円未満であるとき、又は遅延利息の金額が100円未満の端数については切り捨てるものとする。

3 天災その他やむを得ない理由によるときは、遅延日数に算入しないものとする。

(かし担保責任)

乙は、履行内容にかしがあるときは乙はその責任を負うものとし、甲の指示に従わなければならない。

(契約代金の変更)

甲または乙は、契約期間内に賃金または物価の変動等により契約代金が著しく不適当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって契約代金の変更を求めることができる。

(甲の解除権)

第10条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が甲の指示及び別紙基準明細書に示された業務を履行する見込みがないとき。
- (2) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴提起されたときを含む。）。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は甲が契約に違反したことにより、業務が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(解除による違約金)

第12条 乙は第10条の規定により契約が解除された場合においては、解除部分にかかる契約金額の10分の1に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

2. 乙は前項の期限内に支払いをしないときは、期限の翌日から起算し、支払する日までの日数に応じ、未払金額に対し年5%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内支払わなければならない。

- 一 第12条第1号の刑が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分
の全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認
める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77
条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- 三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置
命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、命令が同法49条第7項又
は第50条第5項の規定により、確定したとき。
- 四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規
定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が 確
定したとき。

2. 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約について、甲・乙間に紛争または疑義が生じたときは、甲及び乙は
誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて 甲・乙
協議の上選定した者に調停を依頼する。

第15条 甲及び乙は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。

- (1) 談合等の不正行為に係る解除
- (2) 談合等の不正行為に係る違約金
- (3) 違約金に関する遅延利息

(1) (談合等の不正行為に係る解除)

甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を
解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、
その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同
法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措
置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準
用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条
の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行っ
たとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第
198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起され
たとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第
21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提
出しなければならない。

(2) (談合等の不正行為に係る違約金)

乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部
を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基
づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、

変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（3）（違約金に関する遅延利息）

乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（再委託）

第16条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2. 乙は、再委託する場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
3. 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
4. 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第17条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第16条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第18条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2. 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第2により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

（1）受託業務の実施に参加する事業

(者(以下「事業参加者」という。))の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3. 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不等な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を越えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降すべての受託者を含む。))並びに自己・下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人

等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第15条、第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、第15条、第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 印

乙

印

様式1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

竹内 正広 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

竹内 正広 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

竹内 正広 殿

名称
代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			

(別紙5) の記入例

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

本店社長の
印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間は
通常は年間
(年度) 委
任である。
(入札期間
だけの場合
もあり得
る。)

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、様式2を提出する。

(別紙5)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印鑑
を押印する。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

入札に参加する人の名前

委任事項 「洗濯業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参加する人の印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「洗濯業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者使用印

(別紙7)の記入例

委任状

復代理人(入札に参加する人)

私はxxxxを〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

洗濯業務委託

記

委任事項 「洗濯業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人の印(入札に参加する人)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店
支店長△ △ △ △ 印

復代理人が所属する支店長の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

委任状

私は、
平成 年 月 日 貴園において執行される「洗濯業務委託」の入札に関する下記の
権限を委任します。

記

委任事項 「洗濯業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙1) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書 (第 回目)

件 名 洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙2)の記入例

入札書(第 回目)

件名 洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

代理人
○○○○株式会社△△支店
支店長 △ △ △ △

支店長の
印を押印

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書 (第 回目)

件 名 洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙3) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印は必要なし

代理人

△ △ △ △

入札に参加
する人の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書 (第 回目)

件 名 洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

件名 洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印はいらない。

復代理人

△ △ △ △

印

入札に参加
する人の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

件名 洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

別紙 8

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

住 所

商 号

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 洗濯業務委託一式
- 2 電子調達システムでの参加できない理由